

令和3年度使用義務教育諸学校
教科用図書採択基準及び選定資料

福岡県教育委員会

令和3年度使用義務教育諸学校

教科用図書の採択基準

令和3年度使用教科用図書の採択は、文部科学大臣の作成する教科書目録に記載された教科用図書等の中から下記の基準に基づいて行うものとする。

また、採択に当たっては、別に定める「令和3年度使用中学校教科用図書選定資料」及び「学校教育法附則第9条に規定する教科用図書選定資料」等を基に十分な調査研究を行うとともに、義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成29年文部科学省告示第105号）の趣旨にも留意して、公正かつ適正な採択を期するものとする。

記

- 1 教育基本法（平成18年法律第120号）に定める教育の目的及び目標並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める義務教育の目標及び学校の目的を有効かつ適切に踏まえたもの
- 2 学習指導要領の定める目標及び内容に即し、適切に教材を構成したもの
- 3 地域の実態を考慮し、児童生徒の発達の段階に即し、かつ、指導に際して適切なもの

令和3年度使用
中学校教科用図書選定資料

1 教科用図書選定に当たっての調査研究の全体的観点

教科用図書は、「教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材」として、学校において使用しなければならないものである。

また、学校の教育課程は、学習指導要領を基準とすることとされている。

したがって、教科用図書の選定に当たっては、学習指導要領のねらいを踏まえて行うことを基本方針とする。

(1) 学習指導要領の基本的なねらい

教育基本法及び学校教育法の規定に則り、中学校学習指導要領(平成29年文部科学省告示第64号)は、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした教育活動の中で、生徒に生きる力を育むことを目指し、次の3点を基本的なねらいとしている。

ア 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。

イ 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

ウ 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。

(2) 選定の基本的観点

ア 各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることができるように配慮されていること。

イ 基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、これらを活用して

課題を解決することができるように配慮されていること。

ウ 自らの力で論理的に考え判断する力、自分の思いや考えを的確に表現する力、問題を発見し解決する力を育成し、創造性の基礎を培う学習がなされるように配慮されていること。

エ 生徒が知的好奇心・探究心をもって、自ら学ぶ意欲や主体的に学ぶ力が身に付くように配慮されていること。

オ 我が国や郷土の歴史や文化・伝統に対する理解を深め、これらを愛する心を育成するとともに、広い視野を持って異文化を理解し国際協調の精神を培うように配慮されていること。

カ 他人を思いやる心、自他の生命や人権を尊重する心、美しいものに感動する心、自然を愛する心などが育つ学習がなされるように配慮されていること。

2 教科共通の選定の観点

(1) 内容の範囲及び程度

ア 教科の目標達成に結びつく内容になっていること。

イ 内容の程度は、その学年の生徒の発達の段階に適応していること。

ウ 学習指導要領に示す教科及び学年、分野の目標に従い、学習指導要領に示す学年、領域又は分野の内容及び内容の取扱いに示す事項を不足なく取り上げていること。

(2) 内容に関する配慮事項

ア 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的・発展的な指導ができるように配慮されていること。

イ 言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語活動の充実について配慮されていること。

ウ 体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習が重視されているとともに、生徒の興味・関心を生かし、自主的・自

発的な学習が促されるように配慮されていること。

エ 生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、個に応じた指導への配慮がされていること。

オ 体験活動、実験・実習などは、安全・衛生面が配慮されていること。

カ 学習指導要領に示す内容及び内容の取扱いに示す事項を超えた事項（以下「発展的な学習内容」という。）を取り上げている場合には、学習指導要領の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担が過重となったりすることがないように配慮されていること。

(3) 分量

ア 全体の分量は、授業時数から見て適切であること。

イ 学習指導要領の内容及び内容の取扱いに示す事項が、授業時数に照らして図書の内容に適切に配分されていること。

ウ 各領域及び分野の内容に偏りがなく調和がとれていること。

(4) 使用上の便宜

ア 本文、問題、説明文、注、資料、作品、挿絵、写真、図などは、学習を進める上で、関連を持たせて用意され、学習の深まりに有効に働くよう配置されていること。

イ 発展的な学習内容を取り上げる場合には、それ以外の内容と区別され、発展的な学習内容であることが明示されていること。

(5) 印刷、製本等

印刷は鮮明であり、文字の大きさ、字体、行間及び製本の様式、材料などが適切であること。

3 選定の観点

選定に当たっての基本的な観点は、以下に示すとおりとする。

なお、文中〔 〕で示した語句は、学習指導要領で使用されている項目である。

<国語（「書写」を除く。）>

観	点
1	国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を育成できる内容になっていること。
2	社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付け、我が国の言語文化に親しんだり理解したりすることができる内容になっていること。
3	社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力が養われる内容になっていること。
4	言葉がもつ価値を認識するとともに、言語感覚を豊かにし、我が国の言語文化に関わり、国語を尊重してその能力を向上できる内容になっていること。
5	教科及び各学年の目標、〔知識及び技能〕及び〔思考力、判断力、表現力等〕に示す資質・能力を偏りなく養うことや読書に親しむ態度の育成をねらいとし、生徒の発達の段階に即して適切な話題や題材を調和的に取り扱うこと。特に、〔思考力、判断力、表現力等〕においては、各領域の指導が適切に行われるよう、年間を通してバランスよく指導することができる内容になっていること。
6	「A 話すこと・聞くこと」については、学習過程や指導事項、例示されている言語活動を参考にして、話すことと聞くことを一体的に指導できるとともに、目的や場面、相手に応じて分かりやすく話したり、話の内容を聞いて考えをまとめたり、合意形成に向けて話し合ったりすることのできる言語能力を育成することができる内容になっていること。
7	「B 書くこと」については、学習過程や指導事項、例示されている言語活動を参考にして、目的や意図に応じて、材料を整理して構成を検討したり、記述を工夫したりしながら、考えが伝わる文章を書くことのできる言語能力を育成することができる内容になっていること。
8	「C 読むこと」については、学習過程や指導事項、例示されている言語活動を参考にして、叙述に基づいて文章の構造や内容を理解したり、文章の内容や形式に着目して目的に応じて意味を考えたりしながら、読んで考えを形成する言語能力を育成することができる内容になっていること。
9	「読書」及び「C 読むこと」については、生徒の読書意欲を高め、様々な文章を読んで自分の表現に役立てられるものであるとともに、他教科等における読書の指導や学校図書館における指導とを関連付ける内容になっていること。
10	〔知識及び技能〕に示す事項は、〔思考力、判断力、表現力等〕に示す事項の指導を通して指導することを基本とし、必要に応じて特定の事項を取り上げて繰り返し指導したり、まとめて単元化したりして取り扱うことができる内容になっていること。

観

点

- 11 〔思考力、判断力、表現力等〕の「C 読むこと」の教材については、説明的な文章や文学的な文章などの文章の種類を調和的に取り扱っていること。

- 12 我が国の言語文化に関する事項については、各学年で古典に親しむことができる内容になっていること。

<国語（「書写」）>

観	点
	<ol style="list-style-type: none">1 各教科等の学習活動や日常生活に生かすことのできる書写の能力を育成することができる内容になっていること。2 文字を正しく整えて速く書くことができる内容になっていること。3 各学年で、硬筆及び毛筆を使用する書写の指導を行うことができる内容になっていること。4 毛筆を使用する書写においては、硬筆による書写の能力の基礎を養う内容になっていること。

<社会（「地図」を除く。）>

観	点
(共通)	
<ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="236 331 1366 537">1 社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和的で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を育成することができる内容になっていること。<li data-bbox="236 582 1366 739">2 我が国の国土と歴史、現代の政治、経済、国際社会等に関して理解するとともに、調査や諸資料から様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けることができる内容になっていること。<li data-bbox="236 784 1366 940">3 社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を多面的・多角的に考察する力、社会に見られる課題の解決に向けて選択・判断する力、思考・判断したことを説明し、議論する力を養うことができる内容になっていること。<li data-bbox="236 985 1366 1232">4 社会的事象について、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、我が国の国土や歴史に対する愛情、国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、他国の文化を尊重することの大切さについての自覚を深めることができる内容になっていること。<li data-bbox="236 1299 1366 1456">5 小学校社会科の内容との関連及び各分野相互の有機的な関連を図るとともに、地理的分野及び歴史的分野の基礎の上に公民的分野の学習を展開できる内容になっていること。	
(地理的分野)	
<ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="236 1568 1366 1657">1 地理的な見方・考え方を働かせ、課題を追究、解決する活動を通して、以下の（１）～（３）の資質・能力を育成する内容になっていること。<ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="252 1657 1366 1814">（１）我が国の国土及び世界の諸地域に関して、地域の諸事象や地域的特色を理解するとともに、地理に関する情報を調べまとめる地理的技能を身に付けるようにする。<li data-bbox="252 1814 1366 1971">（２）地理に関わる事象について、位置や分布、場所、人間と自然環境との相互依存関係などに着目して、考察する力、地理的課題の解決に向けて公正に選択・判断する力、説明し、議論する力を養う。<li data-bbox="252 1971 1366 2121">（３）日本や世界の地域に関わる諸事象について、課題を主体的に追究、解決しようとする態度を養うとともに、世界の諸地域の多様な生活文化を尊重することの大切さについての自覚を深める。	

観	点
<p>2 日本の諸地域の学習においては、学習する地域ごとに①自然環境を中核とした考察の仕方、②人口や都市・村落を中核とした考察の仕方、③産業を中核とした考察の仕方、④交通や通信を中核とした考察の仕方、⑤その他の事象を中核とした考察の仕方の一つを選択し、少なくとも一度は取り扱うことができる内容になっていること。</p>	
<p>(歴史的分野)</p>	
<p>1 歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究、解決する活動を通して、以下の(1)～(3)の資質・能力を育成する内容になっていること。</p>	
<p>(1) 我が国の歴史の大きな流れを、世界の歴史を背景に、各時代の特色を踏まえて理解するとともに、歴史に関する情報を調べまとめる技能を身に付けるようにする。</p>	
<p>(2) 歴史に関わる事象の意味や意義、伝統と文化の特色などを、推移、現在とのつながりなどに着目して多面的・多角的に考察する力、歴史に見られる課題を把握し複数の立場や意見を踏まえて公正に選択・判断する力、説明する力、議論する力を養う。</p>	
<p>(3) 歴史に関わる諸事象について、課題を主体的に追究、解決しようとする態度を養うとともに、国家及び社会並びに文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物と現在に伝わる文化遺産を尊重しようとすることの大切さについての自覚を深め、国際協調の精神を養う。</p>	
<p>2 各時代の特色や時代の転換に関係する基礎的・基本的な歴史に関わる事象を重点的に選んで指導内容が構成されていること。また、各時代の文化については、代表的な事例を取り上げてその特色を考察させることができる内容になっていること。</p>	
<p>(公民的分野)</p>	
<p>1 現代社会の見方・考え方を働かせ、課題を追究、解決する活動を通して、以下の(1)～(3)の資質・能力を育成する内容になっていること。</p>	
<p>(1) 自由・権利と責任・義務との関係を広い視野から正しく認識し、民主政治の意義、国民の生活の向上と経済活動との関わり、国際関係などについて個人と社会との関わりを中心に理解を深めるとともに、現代の社会的事象に関する情報を効果的に調べまとめる技能を身に付ける。</p>	
<p>(2) 社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を社会生活と関連付けて多面的・多角的に考察する力、現代社会に見られる課題について公正に判断する力、説明する力、議論する力を養う。</p>	
<p>(3) 現代の社会的事象について、現代社会に見られる課題の解決を視野に主体的に社会に関わろうとする態度を養うとともに、各国が相互に主権を尊重し、国民が協力し合うことの大切さについての自覚を深める。</p>	

<社会（「地図」）>

観	点
1	<p>地図の読図や作図、景観写真の読み取りなど地理的スキルを身に付けることができる内容になっていること。</p> <p>世界の諸地域については、各州の自然、産業、生活・文化、歴史的背景などから地域的特色を大観できる内容になっていること。</p> <p>自然環境、人口、資源・エネルギーと産業の地域間の結び付きについて、地図を活用し、日本全体としての地域的特色が大観できる内容になっていること。</p> <p>国旗の意義を理解し、国旗を相互に尊重することが国際的な儀礼であることを理解し、それを尊重する態度が育つ内容になっていること。</p> <p>資料などは最新のものであり、適切に出所、出典が明示された内容になっていること。</p>

<数学>

観	点
1	数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数量や図形などについての基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得し、これらを活用して問題を解決するために必要な数学的な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、数学のよさを知り、数学を生活や学習に生かそうとしたり、問題解決の過程を評価・改善しようとしたりするなど、数学的に考える資質・能力を育成する内容になっていること。
2	〔A 数と式〕、〔B 図形〕、〔C 関数〕、〔D データの活用〕の4つの領域の内容になっていること。その際、〔数学的活動〕を通して指導することができる内容になっていること。
3	〔A 数と式〕の領域では、次の7点が重視された内容になっていること。 (1) 数の範囲の拡張と数の概念を理解すること (2) 新しく導入された数の四則計算の意味を理解し、それらの数を用いて表したり処理したりすること (3) 文字のもつ意味、特に変数の意味を理解すること (4) 文字を用いた式に表現したり、文字を用いた式の意味を読み取ったりすること (5) 文字を用いた式の計算や処理をすること (6) 既に学習した計算の方法と関連付けて、文字を用いた式の計算の方法を考察し表現すること (7) 文字を用いた式を具体的な場面で活用すること
4	〔B 図形〕の領域では、次の4点が重視された内容になっていること。 (1) 基本的な図形の内容、図形の性質や関係を理解すること (2) 図に表したり、正しく作図したりすること (3) 図形を直観的に捉えること (4) 数学的な推論に基づいて考察し表現すること
5	〔C 関数〕の領域では、次の4点が重視された内容になっていること。 (1) 関数についての基礎的な概念や性質を理解すること (2) 表、式、グラフを用いて関数の特徴を表現すること (3) 関数として捉えられる二つの数量について、変化や対応の特徴を見いだし、表、式、グラフを相互に関連付けて考察し表現すること (4) 関数を用いて事象を捉え考察し表現すること
6	〔D データの活用〕の領域では、次の4点が重視された内容になっていること。 (1) データの分布と確率についての基礎的な概念や性質を理解すること (2) データを収集して分析したり、確率を求めたりできるようにすること (3) データの分析や母集団の傾向に着目して、その傾向を読み取り批判的に考察し判断すること (4) 不確定な事象の起こりやすさについて考察し表現すること

観

点

- 7 [数学的活動]では、次の3つが重視された内容になっていること。
- (1) 日常の事象や社会の事象から問題を見だし解決する活動
 - (2) 数学の事象から問題を見だし解決する活動
 - (3) 数学的な表現を用いて説明し伝え合う活動
- 8 思考力、判断力、表現力等を育成するため、各学年の内容の指導に当たっては、数学的な表現を用いて簡潔・明瞭・的確に表現したり、互いに自分の考えを表現し伝え合ったりするなどの機会を設けることができる内容になっていること。
- 9 そろばんや電卓、コンピュータ、情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用し、学習の効果を高めることができる内容になっていること。
- 10 具体物を操作して考えたり、データを収集して整理したりするなどの具体的な体験を伴う学習を充実することができる内容になっていること。
- 11 [用語・記号]は、各学年の内容と密接に関連させて取り上げた内容になっていること。

<理科>

観	点
1	<p>自然の事物・現象に関わり、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象を科学的に探究することができる内容になっていること。</p>
2	<p>自然の事物・現象についての理解を深め、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けることができる内容になっていること。</p>
3	<p>観察、実験などを行い、科学的に探究する力を養うことができる内容になっていること。</p>
4	<p>自然の事物・現象に進んで関わり、科学的に探究しようとする態度を養うことができる内容になっていること。</p>
5	<p>〔第1分野〕については、物質やエネルギーに関する事物・現象を科学的に探究するために、以下の（１）～（３）の資質・能力を育成することができる内容になっていること。</p> <p>（１）物質やエネルギーに関する事物・現象についての観察、実験などを行い、身近な物理現象、電流とその利用、運動とエネルギー、身の回りの物質、化学変化と原子・分子、化学変化とイオンなどについて理解するとともに、科学技術の発展と人間生活との関わりについて認識を深めるようにする。また、それらを科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。</p> <p>（２）物質やエネルギーに関する事物・現象に関わり、それらの中に問題を見いだし見通しをもって観察、実験などを行い、その結果を分析して解釈し表現するなど、科学的に探究する活動を通して、規則性を見いだしたり課題を解決したりする力を養う。</p> <p>（３）物質やエネルギーに関する事物・現象に進んで関わり、科学的に探究しようとする態度を養うとともに、自然を総合的に見るができるようにする。</p>
6	<p>〔第2分野〕については、生命や地球に関する事物・現象を科学的に探究するために、以下の（１）～（３）の資質・能力を育成することができる内容になっていること。</p> <p>（１）生命や地球に関する事物・現象についての観察、実験などを行い、生物の体のつくりと働き、生命の連続性、大地の成り立ちと変化、気象とその変化、地球と宇宙などについて理解するとともに、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。</p> <p>（２）生命や地球に関する事物・現象に関わり、それらの中に問題を見いだし見通しをもって観察、実験などを行い、その結果を分析して解釈し表現するなど、科学的に探究する活動を通して、多様性に気付くとともに規則性を見いだしたり課題を解決したりする力を養う。</p> <p>（３）生命や地球に関する事物・現象に進んで関わり、科学的に探究しようとする態度と、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養うとともに、自然を総合的に見るができるようにする。</p>

<理科>

観	点
7	各分野間及び各項目間の関連が十分考慮され、各分野の特徴的な見方・考え方を総合的に働かせ、自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を養うことができる内容になっていること。
8	観察、実験、野外観察が重視され、自然の事物・現象についての基本的な概念の形成及び科学的に探究する力と態度の育成が段階的に無理なく行うことができる内容になっていること。
9	生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養うことができる内容になっていること。
10	観察、実験の過程での情報の検索、実験、データの処理、実験の計測などにおいて、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的かつ適切に活用することができる内容になっていること。
11	原理や法則の理解を深めるためのものづくりや、継続的な観察や季節を変えての定点観測が、各内容の特質に応じて適宜行われる内容になっていること。また、博物館や科学学習センターなどとの連携、協力を図ることができる内容になっていること。
12	科学技術が日常生活や社会を豊かにしていることや安全性の向上に役立っていること、理科で学習することが様々な職業などと関係していることに触れる内容になっていること。
13	観察、実験、野外観察における事故の防止及び、使用薬品の管理や廃棄について十分配慮された内容になっていること。

<音楽>

観	点
1	表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わることができる内容になっていること。
2	曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けることができる内容になっていること。
3	音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを味わって聴くことができる内容になっていること。
4	音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情を育むとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培うことができる内容になっていること。
5	〔共通事項〕を要として各領域や分野の関連を図ることができる内容になっていること。
6	音楽活動を通して、それぞれの教材等に応じ、音や音楽が生活に果たす役割を考えさせるなどして、生徒が音や音楽と生活や社会との関わりを実感することができる内容になっていること。
7	表現及び鑑賞の各活動において、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けることができる内容になっていること。
8	歌唱及び器楽の活動において、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるような内容になっていること。
9	創作の活動において、理論に偏ることなく、即興的に音を出しながら音のつながり方を試すなど、音を音楽へと構成していく体験ができる内容になっていること。
10	鑑賞の活動において、我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに照らして適切な教材（楽曲）を選択することができる内容になっていること。

<美術>

観	点
1	表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる内容になっていること。
2	対象や事象を捉える造形的な視点について理解するとともに、表現方法を創意工夫し、創造的に表すことができる内容になっていること。
3	造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、美術の働きなどについて考え主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるような内容になっていること。
4	美術の創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を育み、感性を豊かにし、心豊かな生活を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う内容になっていること。
5	「思考力、判断力、表現力等」を高めるために、言語活動の充実を図るような内容になっていること。
6	生徒の主体的・対話的で深い学びの実現のために、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図る内容になっていること。
7	〔A 表現〕の活動においては、発想や構想に関する資質・能力を育成する全ての事項に「主題を生み出すこと」が位置付けられた内容になっていること。
8	〔B 鑑賞〕の指導については、各学年とも、各事項において育成を目指す資質・能力の定着が図られるよう、適切かつ十分な授業時数を確保する内容になっていること。
9	〔共通事項〕の指導に当たっては、表現や鑑賞の学習に必要な資質・能力を育成する観点から、生徒が多様な視点から造形を豊かに捉え実感を伴いながら理解することができるような内容になっていること。
10	事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などの徹底が図られる内容になっていること。

<保健体育>

観	点
<p>(体育分野「体育理論」)</p> <ol style="list-style-type: none">1 基礎的な知識の確実な定着を図ることができるように、各領域に共通する内容や、まとまりで学習することが効果的な内容になっており、高等学校への接続を考慮した構成となっていること。2 「運動やスポーツの多様性」、「運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方」、「文化としてのスポーツの意義」の3つの内容で構成されていること。 <p>(保健分野)</p> <ol style="list-style-type: none">1 「健康な生活と疾病の予防」、「心身の機能の発達と心の健康」、「傷害の防止」及び「健康と環境」の4つの内容で構成されていること。2 個人生活における健康に関する課題を解決することを重視する観点から、自他の健康に関する課題を発見し、よりよい解決に向けて取り組む思考力、判断力、表現力等を育成することができる内容になっていること。3 小学校及び高等学校の内容を踏まえた系統性のある指導ができる内容になっていること。4 ストレスへの対処、応急手当の技能に関する内容が示されていること。5 体育分野と保健分野の関連を図ることはもとより、関連する教科や道徳科、特別活動のほか、総合的な学習の時間、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践することができる内容になっていること。6 自他の健康に関心をもてるようにし、健康に関する課題を解決する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行うことができる内容になっていること。	

<技術・家庭>

観	点
(共通)	
<ol style="list-style-type: none">1 実習等の結果を整理し考察する学習活動や、生活や社会における課題を解決するために言葉や図表、概念などを用いて考えたり、説明したりするなどの学習活動の充実を図ることができる内容になっていること。2 基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、基本的な概念などの理解を深めるとともに、仕事の楽しさや完成の喜びを体得させるよう、実践的・体験的な活動の充実を図る内容になっていること。また学習内容と将来の職業の選択や生き方との関わりについて扱っていること。3 生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し解決する学習活動の充実とともに、家庭や地域社会、企業などとの連携を図るよう配慮した内容になっていること。4 実習にあたっては、火気、用具、材料などの取扱いに注意した事故防止及び安全と衛生に十分留意した内容になっていること。5 授業時数については、いずれかの分野に偏ることなく配当されていること。	
(技術分野)	
<ol style="list-style-type: none">1 [A 材料と加工の技術]、[B 生物育成の技術]、[C エネルギー変換の技術]、[D 情報の技術]については、それぞれに関する基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付け、技術と生活や社会、環境との関わりについて理解を深めることができる内容になっていること。2 生活や社会の中から技術に関わる問題を見出して課題を設定し、解決策を構想し、制作図等に表現し、試作等を通じて具体化し、実践を評価・改善するなど、課題を解決する力を養うことができる内容になっていること。3 よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、適切かつ誠実に技術を工夫し創造しようとする実践的な態度（知的財産を創造、保護及び活用しようとする態度、技術に関わる倫理観、他者と協働して粘り強く物事を前に進める態度等）を養うことができる内容になっていること。	
(家庭分野)	
<ol style="list-style-type: none">1 [A 家族・家庭生活]においては、幼児との触れ合い体験などを一層重視するとともに、高齢者など地域の人々と協働することに重点をおいた内容になっていること。2 [B 衣食住の生活]においては、小学校での「ゆでる、いためる」に加え、「煮る、焼く、蒸す等」の調理方法を扱い、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得できるような学習活動に重点を置いた内容になっていること。また、和食や和服など、日本の伝統的な生活についても扱い、日本の生活文化を継承することの大切さに気付くことができる内容になっていること。3 [C 消費生活・環境]においては、計画的な金銭管理、消費者被害への対応に関する内容を新設するとともに、他の内容と関連を図り、消費生活や環境に配慮したライフスタイルの確立の基礎となる内容になっていること。	

<外国語（英語）>

観	点
1	<p>1 小学校における外国語活動及び外国語ではぐくまれた素地及び基礎の上に、外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を育成することに配慮された内容になっていること。</p> <p>2 実際に言語を使用して互いの考えや気持ちを伝え合うなどの活動を行うとともに、それを支える英語の特徴やきまりに関する事項について理解したり練習したりする活動を行うことができる内容になっていること。</p> <p>3 実際に言語を使用して互いの考えや気持ちを伝え合うなどの活動においては、具体的な目的や場面、状況等に合った適切な表現を自ら考えて言語活動ができる内容になっていること。</p> <p>4 幅広い言語活動ができるように、言語の使用場面や言語の働きなどを考慮した語彙の充実が図られる内容になっていること。</p> <p>5 教材は、英語を使用している人々を中心とする世界の人々や日本人の日常生活、風俗習慣、物語、地理、歴史、伝統文化、自然科学などに関するものの中から、生徒の発達の段階や興味・関心に即して適切な題材を効果的に取り上げるものとし、次の観点に配慮がされた内容になっていること。</p> <p>ア 多様な考え方に対する理解を深めさせ、公正な判断力を養い豊かな心情を育てるのに役立つこと。</p> <p>イ 我が国の文化や、生活の背景にある文化に対する関心を深め、理解を深めようとする態度を養うのに役立つこと。</p> <p>ウ 広い視野から国際理解を深め、国際社会と向き合うことが求められている我が国の一員としての自覚を高めるとともに、国際協調の精神を養うのに役立つこと。</p>

<道徳科>

観	点
1	道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方について考えを深めることができる内容になっていること。
2	各教科等で行う道徳教育を補ったり、深めたり、捉え直したり発展させたりすることができる内容になっていること。
3	学んだ道徳的価値に照らして自分の生活や考えを振り返り、自らの成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるような内容になっていること。
4	道徳的価値について自分との関わりで考え、感じたことをまとめ、発表し合ったり、討論などにより考え方、感じ方の異なる人の考えに接し、協働的に議論したりできる内容になっていること。
5	生きる上で出会う様々な道徳上の問題や課題を多面的・多角的に考え、主体的に判断し実行し、よりよく生きていくための資質・能力を養う学習ができる内容になっていること。
6	体験的行為や活動を通じて学んだ内容から道徳的価値の意義などについて考えを深めることができるような内容になっていること。
7	身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に向けて取り組もうとする意欲と態度を育成することができるような内容であること。その際、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのない内容になっていること。
8	生命の尊重、人格の尊重、基本的人権の尊重、思いやりの心などの根底を貫く国境や文化なども超えた普遍的な精神である人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられる内容になっていること。

令和3年度使用県立中学校及び県立中等教育学校（前期課程） 教科用図書採択について

1 採択方針

令和3年度使用県立中学校及び県立中等教育学校（前期課程）教科用図書の採択は、文部科学大臣の作成する教科書目録に登載された教科用図書等の中から下記の基準に基づいて行うものとする。

記

- (1) 教育基本法（平成18年法律第120号）に定める教育の目的及び目標並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める義務教育の目標及び学校の目的を有効かつ適切に踏まえたもの
- (2) 学習指導要領の定める目標及び内容に即し、適切に教材を構成したもの
- (3) 地域の実態を考慮し、生徒の発達の段階に即し、かつ、指導に際して適切なもの

2 留意事項

- (1) 採択に当たっては、別に定める「令和3年度使用中学校教科用図書選定資料」等を参考に十分な調査研究を行うとともに、義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成29年文部科学省告示第105号）の趣旨にも留意して、公正かつ適正な採択を行うこと。
- (2) 中高一貫教育校の目的及び理念並びに各県立中学校及び中等教育学校の設置の趣旨、教育目標及び教育内容等を総合的に考慮し、最も有効な教科書を採択すること。
- (3) 県教育委員会の責任のもと、専門的な教科書研究の充実を図るとともに、その成果が的確に反映される適切な採択手続等の構築を図ること。
- (4) 教科書採択に保護者等の意見がよりよく反映されるよう工夫するとともに、採択結果等の周知・公表を行うなど、開かれた採択を推進すること。

**令和3年度使用
学校教育法附則第9条に規定する教科用図書選定資料**

1 採択基本方針

特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級で使用する教科用図書については、特に学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（以下「一般図書」という。）の採択に係る指針が必要であることから、以下を基本方針とする。

(1) 採択の基本

特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級で使用する一般図書の採択については、下学年用の文部科学省検定済教科書（以下「検定済教科書」という。）又は文部科学省著作教科書（以下「著作教科書」という。）の採択を考慮した上で実施すること。

(2) 一般図書の採択

一般図書の採択に当たっては、検定済教科書又は著作教科書に代わるものとして採択するものであることから、教科の主たる教材として教育目標の達成上、適切な図書を採択すること。

下学年用の検定済教科書又は著作教科書の採択を十分に考慮した上で、次の場合は一般図書を採択するものとする。ただし、原則として、文部科学省の「令和3年度用一般図書一覧」に掲載された図書のうちから選定すること。

ア 特別支援学校の小学部又は中学部において、検定済教科書又は著作教科書がない場合（学校教育法施行規則第135条第2項（第89条を準用））

イ 重複障がいをもつ児童生徒への教育又は訪問による教育を行うに当たり特別の教育課程を編成する特別支援学校の小学部又は中学部において、検定済教科書又は著作教科書を使用することが適当でない場合（同規則第131条第2項）

ウ 特別の教育課程を編成する小学校又は中学校の特別支援学級において、検定済教科書を使用することが適当でない場合（同規則第139条）

2 選定に当たっての調査研究の全体的観点

教科用図書は、「教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材」として、学校において使用しなければならないものである。

また、学校の教育課程は、学習指導要領を基準とすることとされている。

したがって、一般図書の選定に当たっては、教育基本法や学校教育法が示す教育の目的や目標、学習指導要領の趣旨を踏まえ、公正かつ適切に行うこととする。

(1) 学習指導要領の基本的なねらい

教育基本法及び学校教育法の規定に則り、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）は、次のアからエを、小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）及び中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）は、次のアからウを基本的なねらいとしている。

ア 教育基本法及び学校教育法の改正で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること。

変化の激しい社会を担う子どもたちに必要な力は、基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」である。

イ 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること。

確かな学力を育成するためには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させること、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力その他の能力をはぐくむことの双方が重要であり、これらのバランスを重視する。また、これらの学習の基盤となるのは言語に関する能力であり、これを国語科のみならず各教科等において育成する。

ウ 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

道徳教育は、特別支援学校小学部及び小学校においては、特別の教科である道徳を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。特別支援学校中学部及び中学校においては、特別の教科である道徳を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

また、体育については、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくことと体力の向上に関する指導の充実を図るとともに、心身の健康の保持増進に関する指導に加え、学校における食育の推進や安全に関する指導を充実させる。

エ 社会の変化や幼児児童生徒の障がいの重度・重複化、多様化などに対応し、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育や必要な支援を充実させること。

障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導領域である「自立活動」について多様な障がいに応じた指導の充実を図るとともに、全ての児童生徒について、各教科等にわたる「個別の指導計画」及び教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携した「個別の教育支援計画」の作成を規定し、一人一人に応じた

指導の充実を図る。

なお、特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、学級の実態や児童の障がいの程度等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とすることとされている。また、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」を作成し、きめ細やかな指導を行うことが考えられるとされている。

(2) 選定の基本的観点

- ア 話題や題材の選択が適切なこと、また、学習内容を理解するのに適切なこと、更に全体として調和していること
- イ 特定の事柄を強調し過ぎていないこと、また、一面的な見解を取り上げていないこと
- ウ 特定の営利企業などの宣伝や非難になるものでないこと
- エ 特定の個人や団体などの活動に対する援助や助長となるものでないこと
- オ 掲載写真や挿絵などは信頼性のある適切なものであること
- カ 全体として系統的、発展的に構成されていること
- キ 内容に誤りや不正確がないこと、また、相互に矛盾していないこと
- ク 客観的に明白な誤記、誤植、脱字がないこと
- ケ 児童生徒が誤解するおそれのある表現がないこと
- コ 漢字・仮名遣いなどの表記が適切であり、不統一がないこと

3 各学部・教科共通の選定の観点

(1) 内容に関する配慮事項

- ア 児童生徒の障がいの種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること
- イ 「個別の指導計画」に基づく指導及び評価等に資することができるものであること
- ウ 内容が精選され、可能な限り体系的に編集されたものであり、基礎的な事項が適切に習得されるように配慮されているものであること
- エ 各教科等相互の関連が図られるとともに、具体的な内容が取り上げられるように配慮されているものであること
- オ 可能な限り学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動が行えるよう配慮されているものであること
- カ 進路指導等との関連が図られ、将来の社会的自立を図るために必要な事項が適切に習得されるよう配慮されているものであること

キ 特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等は適切でないこと

ク 上学年で使用する事となる図書との関連性を考慮するとともに、採択する図書との間の系統性にも配慮すること

ケ 情報端末機器、ビデオテープ、CD、ジグソーパズル型などの図書としての体裁をなしていないものは適切でないこと

(2) 分量

全体の分量は、児童生徒の障がいの種類・程度及び授業時数からみて適切であること

(3) 使用上の便宜

分冊本は採択しないこと、また、高額なものに偏らないこと

(4) 印刷、製本等

印刷が鮮明であり、文字の大きさ、字体、行間、製本の様式、材料などが児童生徒の障がいの種類・程度からみて適切であること